

遺言制度の見直しにおける論点の更なる検討(1)

(前注) 本部会資料は、二巡目の議論のために、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り
5 方等についての規律を提案するものである。ただし、二巡目の議論の前半と並行して、海外法
制についての参考人ヒアリングが予定されていることから、その結果を踏まえた上で、中間試
案の取りまとめまでの間に更なる検討を行うことを予定している。

第1 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方

10 以下の方式によらなければならないとする規律として、いずれかひとつ又は複数
を設けることについて、どのように考えるか。

1 文字情報に係る電磁的記録を遺言とする方式

【甲1案】遺言者がワープロソフト等を利用して全文、日付及び氏名を記録した電
15 磁的記録を【A：自ら作成（入力）／B：作成】し、かつ、遺言者が【A：
全文等を自ら作成（入力）／B：全文等を口述】する状況を録音・録画した
電磁的記録を作成し、これらに遺言者が電子署名を講ずる方式

(注) 【甲1A案】及び【甲1B案】については、録音・録画に係る電磁的記録
を保管する場合のシステム負荷及びコストの観点から、現状では保管制度
の対象とせず、自宅等で各自が保管することを前提としている。

20 【甲2案】遺言者が、ワープロソフト等を利用して全文、日付及び氏名を記録した
電磁的記録を【A：自ら作成（入力）／B：作成】し、証人が対面により、
又はウェブ会議の方法により立ち会い、遺言が【A：遺言者が自ら作成（入力）
した／B：遺言者の意思に基づく】ものであることを承認した上で、遺言者及
び証人が電子署名等を講ずる方式

25 (注) 電磁的記録に特有の発見されないリスク等に鑑み、保管制度の利用を義
務付けるか否かについては、いずれも考えられる（後記第2の2の【C案】
又は【D案】）。

【甲3案】遺言者が、ワープロソフト等を利用して全文、日付及び氏名を記録した
30 電磁的記録について、公的機関に対して出頭により、又はオンライン等の方
法により保管申請を行い、その際に遺言者の本人確認等を行う方式

2 プリントアウトした書面を遺言とする方式

【乙1案】遺言者が、ワープロソフト等を利用して全文及び日付を記録した電磁的
35 記録を【A：自ら作成（入力）／B：作成】し、プリントアウトした書面に
ついて、証人が対面により立ち会い、遺言が【A：遺言者が自ら作成（入力）
した／B：遺言者の意思に基づく】ものであることを承認した上で、遺言者

及び証人が署名する方式

【乙2案】遺言者が、ワープロソフト等を利用して全文及び日付を電磁的記録に記録し、プリントアウトした書面について、遺言者が署名した上で、公的機関に対して出頭により保管申請を行い、その際に遺言者の本人確認等を行う方式

5

(後注) 上記のほか、【甲案】については、録音・録画、証人又は保管申請時の本人確認等に代えて、補助資料として、作成手続に際して顔貌認証等の生体認証技術を活用して本人確認を行う方式も考えられる。この場合には、公的機関又は民間事業者において、生体認証技術による本人確認等を可能とするための情報処理システムを構築する必要があると考えられる。なお、この場合には保管制度の対象とすることも妨げられないと考えられる。

10

また、①文字情報に係る電磁的記録について、遺言者本人による入力等を必要とし、デジタル技術（デジタルタッチペン等）を活用することによりこれを担保しようとする方式、②遺言者が遺言を口述する状況を録音・録画した電磁的記録自体を遺言とする方式、③②に加え、補助資料として文字情報に係る電磁的記録を付する方式も考えられる。

15

(補足説明)

20

1 これまでの議論を踏まえた検討の方向性

(1) デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方について、部会資料2の本文第2では、「3 遺言の本文に相当する部分の在り方」及び「4 真正性を担保するための方式の在り方」の論点に分けて、考えられる案を例示し、また、部会資料4の本文第1では、それらをまとめた上で遺言者本人による入力等を必要とするか否かとの観点を踏まえ、考えられる案を例示した。本部会資料では、これらの部会資料及び部会における議論を踏まえ、現時点で考えられる案を複数提示するものである。(別紙「部会資料2における例示と部会資料5における各案との関係」参照)

25

(2) 第2回会議では、自筆証書遺言の場合は全文自書要件により、公正証書遺言の場合は口授要件により、それぞれ遺言者本人が本文に相当する部分を自ら記載又は口授することが求められているところ、新たな遺言の方式においても、遺言者本人が本文を入力等することが求められるかどうかの問題となるとの指摘があった。

30

そして、遺言者本人による入力等を求めるべきとの方向性の意見としては、秘密証書遺言では必ずしも遺言者本人による入力等を要しないところ、その利用が低調である現状を踏まえると、他人による入力を許容することについては慎重に考えるべきとの意見のほか、自筆証書遺言においては、全文自書要件があることにより間接的に偽造のインセンティブが働きにくくなっているとの意見等があった。これに

35

対し、他人による入力を許容すべきとの方向性の意見としては、意思表示に加えて更なる真意確認を行う必要はなく、他人が入力した記録について本人が承認するという秘密証書遺言相当のものもあり得るとの意見のほか、積極的に他人による入力を許容すべきとの考えではないものの、入力自体を本人が行うか他人でも足りるかという点には質的な相違はなく、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式について検討する際には、他人による入力を許容する方式であっても何らかの方法で真意性を担保し、熟慮を促す方向を検討すべきであるとの意見や、裁判実務においては、本人入力方式要件とされた場合に、これを事後的に立証することは困難ではないかとの意見があった。

この点に関し、部会資料2の「本文に相当する部分の在り方」(本文第2の3)については、遺言者本人が入力することを確保する方式と、他人が入力したものについて遺言者本人が承認する方式とが混在しているのではないかとの趣旨の意見もあった。

(3) これらの意見を踏まえ、部会資料4においては、本文第1において、遺言者本人による入力等を必要とする方式と、遺言者本人による入力等を必要としない方式とに整理し直した上で、それぞれについて複数の考えられる案を例示した。

これに対しては、第4回会議において、文字情報の一部がコピー・アンド・ペーストであった場合や、生成AIやチャットボットを補助的に活用した場合等を想定すると、何が「遺言者本人による入力等」に該当するかは必ずしも自明ではなく、該当するか否かの認定判断が難しい要件になるのではないかとの趣旨の意見もあった。

(4) 以上の議論を踏まえ、本部会資料の上記本文においては、部会資料2において例示した「本文に相当する部分の在り方」及び「真正性を担保するための方式の在り方」のうちで有力と考えられるものの組み合わせによる案(【甲1案】から【乙2案】までの5つ)を示した。その上で、各案のうち、遺言者本人による入力等を必要とするか否かについて更に選択肢が分かれ得ると考えられるものについては、本文中において更に【A案】及び【B案】を示している。

これらに加え、【甲案】に関連して、部会資料2において示した例のうち、なお検討を要すると考えられるものについて(後注)に記載している。

なお、部会資料2においては、本文に相当する部分の在り方又は真正性を担保するための方式の在り方として、全文等を自書した書面を作成し、同書面をスキャンするなどして電磁的記録とする方式(部会資料2の本文第2の3(1)ア)、全文等を音声入力し変換ソフトにより文字情報に変換して作成された電磁的記録とする方式(同エ)、インターネット・ウェブサイト上のフォーマットに遺言に係るデータを入力して作成した電磁的記録とする方式(同オ)、公設のカメラ付き専用ブースでの作成を必要とする方式(同第2の4(1)イ(イ))も例示していた。しかし、スキャンする

方式については、作成時の負担が軽減されず、むしろ現行の自筆証書遺言よりも更に重くなるとも考えられ、音声入力及びフォーマットに係る方式については、全文等を文字情報により入力する際の方法を問わないものとして本文【甲案】の「ワープロソフト等」に含み得ると考えられ、また、専用ブースに係る方式については、
5 設備費用等の問題に加え、遺言者本人の出頭を要し利便性に欠けると考えられ、いずれも積極的に支持する意見はみられなかったことから、本文及び（後注）には記載していない。また、他人による改変の防止のためブロックチェーン技術を活用する方法（同(2)ウ）については、公的機関において電磁的記録に係る遺言を保管するものとする限り、その必要性や有用性があるとはいい難いことから、やはり本文及び
10 び（後注）には記載していない。

2 これまでの議論を踏まえた検討の視点

(1) 部会資料3において、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式について想定される利用者等について検討した（本文第1の1）ところ、この点に関し、第3回会議において、年齢層に着眼するよりも、ある程度高度なデジタル技術に対応することができる層と、より簡易な技術でアナログな要素が入ったとしても安心して作成することができることを望む層とを想定することや、専門家に相談したい層と独自に作成したい層といった利用時の特徴を捉えて分類することが有益ではないかとの趣旨の意見があった。

30 このような考え方を踏まえると、各案を検討するに際しては、想定される複数の利用者層に応じて複数の案を選択し、役割分担を行うことなども考えられる。

(2) また、それに先立つ部会資料2においては、真意性・真正性の担保及び熟慮を促すことの具体的な意味内容について検討を試みた（第2の1(1)）ところ、この点に関しては、第2回会議において、意思の形成及び表示について独立自由を確保し、
25 意思表示の瑕疵や他人の影響等を防止すること、意思表示を確定させること、軽率な作成を防止し慎重さを要求することといった点については、全文自書を要する自筆証書遺言と新たな方式の遺言との間で特に差が生じ得るところ、遺言者本人による入力等を必要としないものとする場合であっても、これらの点を実現することができる方式について検討すべきであるとの意見があった。

30 検討に際しては、各案の具体的な在り方に即して、これらの点がどの程度確保できているかを考慮することも考えられ、また、必要であれば、いずれかの案をもとに更に要件の追加等を検討することも考えられる。

(3) その他、これまでの部会における議論では、作成に際して生じ得る他人からの影響との関係では、全文自書等の一定の方式が定められていることによって間接的に
35 他人が偽造をしようとする考えが働きにくくなっているとの意義を指摘する意見や、相続人のいない高齢者が増加する社会状況の下では、利益を得ようとする他人

からの影響を防止する仕組みが必要であるとの意見などがあり、また、遺言によって不利益を受ける者との関係では、遺言者本人がこのような遺言を残していたのであれば仕方ないと受け入れることができるような信頼性の確保が必要であるとの意見などがあり、これらの観点にも留意することが有益であると考えられる。

5

3 【甲案】について

【甲案】は、文字情報に係る電磁的記録を遺言とするものであり、そのうち【甲1案】は補助資料としての録音・録画により、【甲2案】は証人により、【甲3案】は保管制度を利用することとした上でそのうちの保管申請時の本人確認等を方式要件とするにより、それぞれ真意性・真正性を担保し、熟慮を促そうとする考え方である。なお、作成（入力）の方法については、現時点で多く用いられることが想定される「ワープロソフト」等と記載しているものの、作成されたものが文字情報であれば

10

(1) 【甲1案】について

ア ワープロソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録とともに、遺言者による作成又は読み上げの状況を録音・録画した電磁的記録を作成した上で、これらに電子署名を講ずる方式であり、部会資料2における本文に相当する部分の在り方につき、「ワープロソフト入力」、「音声入力変換」、「ウェブサイト・フォーマット入力」の例（本文第2の3(1)ウからオまで）を、真正性を担保するための方式の在り方につき、電子署名と併せて補助資料として録音・録画を用いる方式（同4(1)ア(イ) a）及び電子署名（同(2)ア）を組み合わせたものである。

15

20

その上で、遺言者本人による入力を必要とするか否かという観点について、これを必要とするとの考え方に立つ場合には、その点を担保し、事後に紛争となった場合には立証可能となるように作成の全過程の状況を録音・録画した電磁的記録を作成するものとするのが考えられる（【甲1A案】）。

25

これに対し、デジタル技術を活用する方式においては本人による入力を要件とする必要はなく、他の手段によって真意性の担保等が図られれば足りると考える場合には、例えば、遺言者が遺言の全文等を読み上げる状況を録音・録画した電磁的記録を作成するものとするのが考えられる（【甲1B案】）。

30

イ 【甲1案】は、これまでの会議における意見のうち、新たな方式については、現行の自筆証書遺言と同様、遺言の存在及び内容を第三者に秘密にすることができ、証人等の関与や公的機関への出頭等の負担を要せず、遺言者が一人で作成できることが望ましいとの考え方や、保管制度の利用を義務付けるべきではないとの考え方に沿うものである。

35

第4回会議における参考人ヒアリングの結果によれば、録音・録画に係る電磁的記録はデータ量が大量となることから、現状では、これを保管する場合にはシ

システムへの負担と過大なコストが生じる可能性が高い。そこで、【甲1案】は、本文（注）のとおり、現状では保管制度の対象とせず、自宅等で各自が保管することを前提としている。

5 この案は、真正性の担保等の手段として、電子署名に加えて録音・録画が存在するものの、他方で、自宅等で保管するなどし、提出手続等がないことから、第三者が電子署名の有効性検証を行う場面は想定されず、また、電子証明書の有効期間が経過した場合や、本人が死亡した場合には、電子証明書が失効することとなるものの、電子証明書の有効期間内であるか否かは遺言の効力自体には影響しないとの考え方を前提としている。

10 なお、秘密証書遺言においては、遺言者本人が遺言書を筆記していない場合には、筆者を通じて遺言の作成過程を明らかにするため、遺言者が公証人に対し筆者の氏名及び住所を申述するものとされていること（部会資料2の14頁参照）を踏まえると、【甲1B案】を採った場合には、入力者を明らかにすることも方式要件とすることが考えられる。

15 また、部会資料2及び同4における方式の例示においては、文字情報に係る電磁的記録に、補助資料としての録音・録画に係る電磁的記録を「添付する」などと記載しており、第4回会議で実施したデジタル技術に関する参考人ヒアリングにおいても、その点は技術的に可能であるとの情報提供があった。この点に関しては、文字情報に係る電磁的記録と録音・録画に係る電磁的記録とがその内容において一対一で対応することが認識可能であれば、必ずしも二つの電磁的記録を
20 一体化（添付等）した上で電子署名を行う必要はないとも考えられることから、本文では特に添付等を要件としていない。

仮にこのような考え方に立った場合、【甲1B案】では、遺言の全文等と遺言者が読み上げた内容に相違がある場合が問題となるところ、その読み間違いである
25 ことが録音・録画の状況等から容易に判明する場合には、読み間違いであることが直ちに方式違反により無効となるものではないと整理することが考えられる。

以上のほか、検認に関しては、保管を行わないため、家庭裁判所における検認
30 手続を要するものとすることが考えられる。また、執行に関しては、補助手段としての録音・録画を法務局（登記所）や金融機関等においてどのように扱い、そもそも電子署名の有効性検証を行わない遺言の方式要件の具備をどのように確認するかについて、検討する必要がある。

ウ 【甲1A案】と【甲1B案】に共通のメリットとしては、デジタル技術を活用
35 することのみで作成を完了することができることとなり、デジタル技術に一定程度習熟した遺言者であれば一人で遺言を作成することができること、他人に遺言の内容を開示する必要がないこと、保管申請等の特段の手続を要しないことが挙げられる。なお、利用者層という観点からは、デジタル技術に一定程度習熟し、

方式を理解していれば専門家に相談せずに作成することも可能とも考えられる。

また、真意性・真正性を担保し、熟慮を促すという点についてみると、【甲1 A案】では、遺言者本人による入力等を要件とすることによりこれを確保し、かつ録音・録画により事後的な確認も可能となるものの、作成の過程全てを録音・録画するという考え方については、作成過程を十分に画面に収めることができるのか、また長時間にわたる場合に録音・録画が負担になるのではないかなどの懸念があり得る。これに対し、【甲1 B案】では、遺言者本人が全文等を入力していないとしても、これを単に遺言者が承認するのみではなく、遺言者本人が全文等を読み上げるのであれば、遺言者本人が自己の身体を通じて意思を表明していることにより真意性等を相当程度に担保しているとも考えられる一方で、読み上げるだけであれば遺言の内容を十分理解していなくとも可能ではないかとの指摘もあり得る。

さらに、遺言者本人が全文等を入力する状況の録音・録画はもちろん、遺言者本人が全文等を読み上げる状況の録音・録画であっても、他人がそれを偽造することは心理的にハードルが高いと考えられ、遺言者本人による読み上げ場面を確認することができるのであれば、不利益を受ける相続人等としても納得することができることも多いとも考えられる。

他方、共通のデメリットとしては、上記のとおり、電子署名について、電子証明書の有効期間内にその有効性検証を行わないような利用の在り方があり得るのかとの問題があり、少なくとも、電子証明書の有効期間経過後は、時間の経過とともに暗号アルゴリズムの危殆化が進むことが考えられる。

(2) 【甲2案】について

ア ワープロソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録を作成し、証人が立ち会った上で、遺言者及び証人が電子署名等を講ずる方式であり、部会資料2の本文に相当する部分の在り方につき、「ワープロソフト入力」、「音声入力変換」、「ウェブサイト・フォーマット入力」の例（本文第2の3(1)ウからオまで）を、真正性を担保するための方式の在り方につき、証人の立会いを必要とする方式（同4(1)イ(ア)）及び電子署名（同(2)ア）を組み合わせたものである。

その上で、【甲1案】と同様に、遺言者本人による入力が必要とするとの考え方に立つ場合には、その点を担保し、事後に紛争となった場合には立証可能となるように、証人が原則として作成の全過程に立ち会い、遺言者が実際に作成したことを承認した上で電子署名等を講ずるものとすることが考えられる（【甲2 A案】）。

これに対し、デジタル技術を活用する方式においては本人による入力を要件とする必要はなく、他の手段によって真意性の担保等が図られれば足りると考える場合には、証人は、遺言が遺言者の意思に基づくことの限度で承認し、電子署名

等を講ずるものとするのが考えられる（【甲2B案】）。

イ 【甲2案】は、これまでの部会における議論のうち、真意性・真正性の担保及び熟慮を促すことについて、デジタル技術のみをもって確保することは必ずしも容易ではないのではないかとの立場から、証人の立会いを要件とすることによってこれを確保すべきとする考え方に沿うものである。

証人については、必要な人数が問題となり、現行民法の公正証書遺言では2人以上、特別の方式においてであっても、死亡危急時遺言では3人以上、一般隔絶地遺言では立会人である警察官1人及び証人1人以上、在船者遺言では立会人である船長等1人及び証人2人以上、船舶遭難者遺言では証人2人以上とされている（部会資料3の25頁の一覧表を参照）ところ、【甲2案】が普通の方式の遺言であることを考慮すると、他に真意性の担保等を補完する要素がないのであれば、証人2人を要するものとするべきとも考えられる。他方で、公証人や立会人が遺言の作成に関与しないとすると、証人の人数を含めた証人の在り方について、現行の方式を単純に参照することはできないのではないかとの指摘も考えられる。

第2回会議において、遺言作成の開始から終了までの立会いを必要とするのか、又は遺言の完成・署名時に立ち会うことのみで足りるかにかかわらず、証人が電子署名等をするのみであれば違いがないのではないかとの指摘があった。この点については、証人は、遺言者に人違いがないことのほか、遺言者が真意に基づいて遺言に係る電磁的記録を作成したことを承認して電子署名等を講ずるものとするのが考えられるほか、特に【甲2A案】を採った場合には、遺言者が作成（入力）の全過程を自ら行ったことも承認するものとするのが考えられる（注）。なお、証人が、作成（入力）の全過程を遺言者自らが行ったことを承認する場合には、遺言の内容は証人に開示されることとなるが、反対に、秘密証書遺言と同様、証人に遺言の内容を開示しない規律も考えられ、証人によって何を担保すべきと考えるかによって、遺言の内容が証人に開示されるか否かを含め、具体的な方式の在り方が異なると考えられる。

当該遺言の作成者である遺言者が電磁的記録に講ずる措置としては電子署名とすることが考えられる一方、証人が電磁的記録に講ずる措置としては電子署名のみに必ずしも限られないとも考えられることから、「電子署名等」としている。

また、【甲2案】を採ることとしつつ、新たな方式の遺言について保管制度を設ける場合に、保管制度の利用を義務付けるか否かについては、考え方が分かれ得ることから、本文の（注）にその旨を記載している。保管制度の利用を義務付けない場合において保管制度を利用しないときは、【甲1案】と同様に、第三者による電子署名の有効性検証が行われる場面がないこととなると想定される。

ウ 【甲2案】は、証人の立会いによって真意性の担保等を一定程度図ることができることがメリットであり、特に【甲2A案】においては、他人の影響等を防止

することができ、相続人が証人に遺言者の真意を確認することができるなど、その担保の程度は高いとも考えられる。また、利用者層という観点については、デジタル技術に一定程度習熟し、方式を理解していれば専門家に相談せずに作成することも可能とも考えられる。

5 他方で、証人を必要とすることは、現行の自筆証書遺言と比較しても遺言者にとって負担となると考えられ、特に証人2人を必要とする場合にはその負担は大きいとも考えられる。また、遺言の効力が争われた場合に方式が遵守されたことを立証するという点においては、証人から得られるのは供述証拠にとどまり、その信用性判断のために間接事実に頼らざるを得なくなるのではないか、証人が紛争発生よりも先に死亡等しており供述証拠を得ることができない場合が生じ得るのではないかなど、証人にその性質上の限界があるのではないかとの指摘も考えられる。

(注) (部会資料4の4頁から再掲)

15 方式要件として証人の立会いを定める場合、証人によって何を担保することができるのかを検討する必要があると考えられるところ、公正証書遺言の場合の証人は、遺言者の真意を確保し、遺言をめぐる後日の紛争を防止するため、①遺言者に人違いのないことを確認すること、②遺言者が正常な精神状態の下で自らの真意に基づき遺言の趣旨を公証人に口授するものであることを確認すること、③公証人による遺言者の口述の筆記が正確なことを確認して承認することを担保する役割を担うとされている。

(3) 【甲3案】について

ア ワードプロソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録を作成し、保管制度を利用することとして公的機関への保管申請に際して遺言者の本人確認等を行う方式であり、部会資料2の本文に相当する部分の在り方につき、「ワードプロソフト入力」、「音声入力変換」、「ウェブサイト・フォーマット入力」の例(本文第2の3(1)ウからオまで)を、真正性を担保するための方式の在り方につき、保管制度を設け、保管の申請時に本人確認をする方式(同4(1)イ(ウ))及び保管制度(同(2)イ)を組み合わせたものである。

30 保管申請に際して本人確認等を行う方式という性格上、遺言者本人による入力が必要とし、そのことが事後に確認可能な方式とすることは考えにくいことから、【甲1案】及び【甲2案】とは異なり、下位区分としてのA案又はB案の区別は設けていない。

イ 【甲3案】は、【甲2案】と同様に、真意性・真正性の担保及び熟慮を促すこと
35 について、デジタル技術のみをもって確保することは必ずしも容易ではないのではないかと考えられることから、現行の自筆証書遺言書保管制度において保管

申請時に本人確認等が行われていることを踏まえ、保管申請時に本人確認等を行うことにより真正性を担保するとの考え方にに基づき、保管申請時の本人確認等を方式要件とするものである。なお、本人確認等という方式要件のみを備える目的で保管制度を利用することは想定しないとの観点からは、本人確認等の手続を済ませた後に、又は一旦保管がされた後に保管の申請の撤回をすることは認めないことが考えられる（その場合でも、遺言自体の撤回は妨げられない。）。

この点に関連して、第3回会議においては、遺言の方式は真意性・真正性の担保等のために要求されるものであるところ、発見されないリスクへの対応などのそれ以外の要請のために保管制度の利用を方式要件とし、これを欠いた場合には無効とすることについては、理論的な根拠について検討が必要ではないかとの意見があった。この点については、保管制度の申請手続とその後の保管とを区別した上で、真意性・真正性の担保を図るため、申請時の本人確認等の限度で方式要件とする（保管自体は方式要件としない）との説明が考えられる。また、これとは異なる根拠付けとして、電磁的記録に係る遺言には、改変や紛失、破棄等のリスク、発見されないリスク、ファイルを開くことができないリスク等があるところ、真正性の担保のうち事後の他人による改変リスクや、真意性の担保のうち長期間が経過しても遺言者の意思を確保できるようにするという観点を重視し、保管申請時の本人確認等のみならず保管そのものをも方式要件とするとの説明も考えられる。

遺言に係る電磁的記録へ電子署名を講ずることの要否については、これを必要とする考え方と、保管申請時の本人確認等をもって足り、又は申請の際に別途作成する電磁的記録に電子署名を行うこととし、遺言に係る電磁的記録への電子署名は不要との考え方とがあり得る。

申請手続については、デジタル技術の活用により遺言者の負担を軽減する観点から、出頭のほかオンラインにより申請することも可能とした上で、ウェブ会議の方法等により本人確認等を行うことを可能とすることも考えられる。

なお、仮に法務局において保管制度を担当する場合において、本人確認に加えて、真意性・真正性の担保等のためにどの程度の審査が可能かについては、あくまで外形的な範囲にとどまることを前提とした上で、遺言者がその意思に基づいて遺言を作成したことの確認を行うことの可否等について、更なる検討を要する。

ウ 【甲3案】については、保管申請時の本人確認等により真正性を担保することができ、また、その後の保管により、他人による改変、紛失等のリスクや、発見されないリスク等に対応することができる。また、利用者層という観点については、デジタル技術にそれほど習熟している必要はなく、遺言者の属性次第ではあるものの、専門家に相談せずに作成することも可能と考えられる。さらに、遺言者本人が実際に保管申請手続を行ったという事実関係により、軽率な作成はされ

ず、遺言者の意思表示は確定しているとも評価することでき、事実上、遺言によって不利益を受ける者であっても遺言を受け入れることにつながりやすいとの考え方もあり得る。

これに対し、オンラインの方法等が利用可能としても、保管申請手続を要する点が遺言者の負担となる（これに対しては、自筆証書遺言における全文自書要件が不要となることとのバランスからは、許容できる負担であるとの意見もあり得る。）。また、真正性の担保については本人確認等によって一定程度図ることができるとしても、意思の形成及び表示について独立自由を確保し、意思表示の瑕疵や他人の影響等を防止するという点については、自筆証書遺言における全文自書要件等とは異なり、内容を自ら理解した上でこれを表現するというプロセスがないことから、保管申請時の本人確認等によって担保することができる程度には限界があるのではないかと指摘もあり得る。

4 【乙案】について

【乙案】は、ワープロソフト等を利用して作成した電磁的記録をプリントアウトした書面（紙）に遺言者が署名を行う方式である。

書面を遺言とする方式であり、【甲1案】のように録音・録画に係る電磁的記録等を補助資料として真意性・真正性の担保等を図ることは想定しにくく、そのような意見もみられないことから、【甲1案】に対応する案は掲げていない。そこで、【乙1案】は【甲2案】と同様に証人により、【乙2案】は【甲3案】と同様に保管申請時の本人確認等により、それぞれ真意性・真正性の担保等を図る案としている。

これまでの部会において、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式として、遺言者の負担を軽減する観点から、ワープロソフト等による入力を許容した上でこれをプリントアウトした書面を遺言とする方式を検討すべきとの意見があった。また、想定される利用者に関しては、複数の利用者層を想定し、その中には、より簡易な技術でアナログな要素が入ったとしても安心して作成することができることを望む層も想定し得るとの意見があった。【乙案】は、このような意見も踏まえ、広く一般に利用されているデジタル機器の単純な操作によって遺言をすることができ、デジタル技術にそれほど習熟していない者でも簡便に遺言をすることができる考え方である。

なお、【乙案】については、書面をもって遺言とする場合には、執行手続等をオンラインで完結して行うことに支障が生じるとも考えられ、このような問題点を回避するためには、保管制度の利用を義務付けた上で、保管機関が遺言の内容を電磁的記録によって証明するものとするとも考えられる。

また、現時点では、プリントアウトした文書に署名のみをすることを方式要件としているものの、自筆証書遺言の方式要件の在り方に関する議論のうち、押印要件の扱いに関する議論を踏まえ、更なる検討をする必要があると考えられる。さらに、最終

的な民法上の位置付けとしては、新たな方式を設けることのほか、普通の方式の遺言の類型が多様化することを避ける観点から、現行の自筆証書遺言の特則として位置付けることも、なお考えられる。

(1) 【乙1案】について

5 ア 遺言者がワープロソフト等を利用して全文等を記録した電磁的記録について、真意性・真正性の担保等の観点から証人が立ち会うものとし、これをプリントアウトして署名を行う方式であり、部会資料2の本文に相当する部分の在り方につき、プリントアウト方式（本文第2の3(1)の(注))を、真正性を担保するための方式の在り方につき、証人の立会いを必要とする方式（同4(1)イ(ア))を組み合わせたものである。

10 その上で、【甲2案】と同様に、遺言者本人による入力が必要とするとの考え方に立つ場合には、その点を担保し、事後に紛争となった場合には立証可能となるように、証人が原則として作成の全過程に立ち会った上で、遺言者が実際に作成したことを承認した上で署名するものとするのが考えられる（【乙1A案】）。

15 これに対し、ワープロソフト等による入力を許容する以上は本人による入力を要件とする必要はなく、他の手段によって真意性の担保等が図られれば足りると考える場合には、証人は、遺言が遺言者の意思に基づくことの限度で承認し、署名するものとするのが考えられる（【乙1B案】）。

20 イ 遺言者が書面に署名を行う方式であることから、証人も同様に書面に署名を行うものとするのが通常と考えられ、そのため、本文において、ウェブ会議の方法による立会いを含まないものとしている。

 必要な証人の人数等につきどのように考えるべきかについては、【甲2案】と同様の問題がある。

25 ウ 【乙1案】は、公的機関での手続等を要することなく、比較的簡便に遺言を作成することができる点や、特に【乙1A案】では【甲2A案】と同様に真意性の担保等の程度が一定程度高いと考えられる点にメリットがあると考えられる。また、デジタル技術の習熟度が高くなくとも、方式を理解していれば専門家へ相談せずに作成することが可能と考えられる。

30 他方で、証人を必要とすることは、現行の自筆証書遺言と比較しても遺言者にとって負担となると考えられ、特に証人2人を必要とする場合にはその負担は大きいとも考えられることは、【甲2案】と同様である。また、特に【乙1B案】については、自筆証書遺言における全文自書要件等とは異なり、内容を自ら理解した上でこれを表現するというプロセスがないことから、自筆証書遺言が全文自書要件によって真意性・真正性の担保等を図っていることと比較すると、その担保

35 等の程度が不十分ではないかとの指摘もあり得ると考えられる。

(2) 【乙2案】について

ア ワードプロソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録を作成し、これをプリントアウトした書面に署名した上で、公的機関への保管申請に際して遺言者の本人確認等を行う方式であり、部会資料2の本文に相当する部分の在り方につき、プリントアウト方式（本文第2の3(1)の（注））を、真正性を担保するための方式の在り方につき、保管申請時に本人確認をする方式（同4(1)イ(ウ)）及び保管制度を用いる方法（同(2)イ）を組み合わせたものである。

保管申請に際して本人確認等を行う方式という性格上、遺言者本人による入力が必要とし、そのことが事後に確認可能な方式とすることは考えにくいことから、【甲3案】と同様に、下位区分としてのA案又はB案の区別は設けていない。

イ プリントアウトした書面の保管申請であることから、本文においては、オンラインの方法を含まず、出頭して申請手続を行うこととしている。なお、【甲3案】と同様に、本人確認等という方式要件のみを備える目的で保管制度を利用することは想定しないとの観点からは、本人確認等の手続を済ませた後に、又は一旦保管がされた後に保管の申請の撤回をすることは認めないことが考えられる（その場合でも、遺言自体の撤回は妨げられない。）。

ウ 【乙2案】は、公的機関への出頭と手続を要するものの、比較的簡便に遺言を作成できる点にメリットがあると考えられる。利用者層という観点については、デジタル技術の習熟度が高くなくとも、方式を理解していれば専門家へ相談せずに作成することも可能と考えられる。さらに、遺言者本人が実際に保管申請手続を行ったという事実関係により、軽率な作成はされず、遺言者の意思表示は確定しているとも評価することでき、事実上、遺言によって不利益を受ける者であっても遺言を受け入れることにつながりやすいとの考え方もあり得る。

他方で、【甲3案】や【乙1B案】と同様に、真正性の担保については本人確認等によって一定程度図ることができるとしても、意思の形成及び表示について独立自由を確保し、意思表示の瑕疵や他人の影響等を防止するという点については、自筆証書遺言における全文自書要件等とは異なり、内容を自ら理解した上でこれを表現するというプロセスがないことから、保管申請時の本人確認等によって担保することができる程度には限界があるのではないかとの指摘もあり得る。

5 （後注）について

(1) （後注）では、【甲案】に関し、部会資料2において例示した案のうち、なお検討を要すると考えられるものを記載している。すなわち、真正性担保等のための補助資料として、録音・録画、証人又は保管申請時の本人確認等に代えて、生体認証技術を活用して本人確認を行うことも考えられる（部会資料2の第2の4(1)ア(イ) b)。ただし、第4回会議において指摘があったように、生体認証技術によって本人確認を確実なものとするとしても、録音・録画とは異なり、真意性の担保や熟慮を促す

ことに資するところは乏しいとも考えられる。

5 なお、第4回会議での参考人ヒアリングの結果を踏まえると、生体認証技術による本人確認を可能とするためには、公的機関又は民間事業者において、一定の情報処理システムを構築する必要があると考えられ、そして情報処理システムを構築する場合には、さらに併せて、遺言の内容の入力をフォーマット上で行うようにすることも考えられる（部会資料2の本文第2の3(1)オ参照）。このようなシステムによった場合には、遺言者にとっては、書き方（書くべき内容）が分からないといった支障がなくなる上、遺言の趣旨が判然としないために無効と判断されることを防止する機能も果たすことができると考えられる。他方で、このシステムの構築運営を民間事業者が行う場合には、民間事業者が適正に本人確認を行うことのできるシステムを構築しているか否か、事後に紛争となった場合には立証可能となるように、その確認を行った資料等を適切に保存しているか否かなど、事業の適正性・継続性を確保する観点から、監督官庁が当該事業者を監督する必要があると考えられる。また、公的機関がシステムを構築するなどして作成支援を行う場合については、第15 3回会議では、遺言という法律行為の作成にまで国が関与することの相当性について慎重に検討する必要がある旨の指摘があった。これらの点を考慮すると、この考え方については、システムや業務の構築のため相当の費用等を要すると考えられ、どの程度の利用が見込まれるかも考慮した上で、慎重に検討する必要があるとも考えられる。なお、録音・録画に係る電磁的記録ではないことから、保管制度の対象とすることも妨げられないものと考えられる。

- (2) また、そのほかに考えられる方式として、①文字情報に係る電磁的記録について、遺言者本人による入力等を必要とし、デジタル技術（デジタルタッチペン等）を活用することによりこれを担保しようとする方式、②遺言者が遺言を口述する状況を録音・録画した電磁的記録自体を遺言とする方式、③②に加え、補助資料として文字情報に係る電磁的記録を付する方式を記載している。

25 このうち①については、例えば遺言者本人がデジタルタッチペンで本文を自ら入力する方式が考えられるほか、第4回部会における参考人ヒアリングの結果によれば、一部の民間事業者において、遺言の作成を開始してから終了するまでの間遺言者本人が他人と交代することなく入力を継続していたことが確認可能な技術（バックグラウンド認証技術）を提供しているとのことであり、これらの技術を活用することも考えられる。他方で、これらの技術を念頭に法制化を行うことについては、これらの技術が現時点で又は将来において広く一般に利用可能なものか、必ずしも明らかでないなどの問題があると考えられる。

30 また、②については、第2回会議において、遺言者が遺言内容を口述する音声及び状況の録音・録画自体をもって遺言とする方式について、一覧性及び可読性がなく、口述による誤りも発生しやすいため、執行を受ける側としてその対応に時間を

要することとなるなど、迅速かつ円滑な執行を行うとの観点から望ましくないとの意見があった。このような②の問題点に対応するものとして、③の方式も考えられるものの、円滑な執行の観点からは、録音・録画ではなく文字情報に係る電磁的記録を遺言と位置付けることが適切とも考えられる。

5

第2 保管制度について

1 保管制度を設けること及びその主体等

公的機関による保管制度を設けるものとする。ただし、第1において、【甲1案】については、これを採用した場合であっても、現状では保管制度の対象としない一方、【乙1案】については、希望する場合には利用可能なものとし、【甲3案】及び【乙2案】については、保管申請に際しての本人確認等を方式要件とする。

10

2 第1において、電磁的記録をもって遺言とする案のうちの【甲2案】を採用した場合において、保管制度の利用を義務付けるか。

【C案】保管制度の利用を義務付けず、希望する場合には利用可能なものとする。

15

【D案】保管制度の利用を義務付けるものとする（注）。

（注）上記のほか、保管制度の利用を義務付けるものの、これを欠いても遺言の効力には直ちには影響しないものとするとの考え方もある。

3 保管制度の具体的な規律

現行の自筆証書遺言書保管制度を踏まえ、以下のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

20

(1) 相続人、受遺者及び遺言執行者（以下「相続人等」という。）は、相続開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の提供、②当該遺言の閲覧、③当該遺言に係る情報等を証明した書面又は電磁的記録の提供を請求することができる。

25

(2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提供したときは、他の相続人等に対し、遺言を保管している旨を通知しなければならない。

(3) 保管されている遺言については、遺言書の検認（民法第1004条第1項）の規定は適用しない。

（注）上記のほか、遺言者の死亡の事実を確認したときに、あらかじめ遺言者が指定した者に対し、遺言を保管している旨を通知するものとすることが考えられる。

30

（補足説明）

1 これまでの議論を踏まえた検討の方向性

35

これまでの会議では、保管制度を設けることについて積極的な意見が多数見られ、保管制度を設けることに異論はなかった。

また、保管制度を設ける場合の保管の主体について、第3回会議では、利用者の安心の観点から公的機関とすべきとの意見や、自筆証書遺言書保管制度において保管体制の基盤のある法務局とすべきとの意見があったところ、積極的に民間事業者等とすべきとする意見はみられなかった。

5 他方で、保管を義務付けるか否かについては、後記のとおり、賛成する意見と反対する意見とがあった。

2 保管制度を設けること及びその主体について（本文1）

10 本文1では、保管制度を設けることとした上で、保管の主体を公的機関とすることとしており、現時点では、既に令和2年から自筆証書遺言書保管制度の運用を開始している法務局が考えられる（注）。

15 なお、本文第1の【甲1案】、【甲3案】及び【乙2案】と保管制度との関係については、既に本文第1において記載しているのに対し、プリントアウトした書面をもって遺言とする案のうちの【乙1案】（証人による担保）については、現行の自筆証書遺言書保管制度の在り方を踏まえると、これと同様に、遺言者が希望する場合には利用可能とすることが考えられる。

20 （注）法制審議会民法（相続関係）部会の調査審議におけるパブリックコメントでは、保管業務を行う公的機関について、全国に相当数存在し、利便性がある一方で、市区町村役場ほど国民が頻繁に訪問する機関でもないため遺言者のプライバシー保護も確保できるなどとして、法務局が相当であるとの意見が最も多く、これに次いで、公正証書遺言の保管実績のある公証役場を挙げる意見が多かった。このほか、利便性が最も高いことを理由に市区町村役場が望ましいとする意見も寄せられたが、これに対しては、プライバシー確保や秘密保持の観点から問題があるとの反対意見もあった。そして、調査審議の結果、上記の点を踏まえ、国の機関である法務局が行うことが適切とされた。

3 電磁的記録に係る遺言について保管制度の利用を義務付けることの要否（本文2）

30 (1) 保管制度の利用を義務付けるべきとの考え方の根拠として、①紙媒体のものより遺言が発見されないリスクが高いこと、遺言者が施したパスワード等により他人が遺言の内容を読み取ることができないおそれがあること、電子署名に係る電子証明書については有効期限が設けられているほか、本人の死亡により失効することとされており、保管を義務付けた場合には保管申請時に有効性の確認を行うことができること、電磁的記録では原本と複製物との判断が困難であるところ保管により唯一の原本の存在を確保することができ、撤回等の問題を解決することができることなどデジタル技術の特性によって発生し得る問題に対処するとの観点からのものと、
35 ②真正性の担保等の観点からのものがある。

このうちの②の観点については、保管申請に際しての本人確認等と保管自体とを区別し、前者を方式要件とする考え方を本文第1（【甲3案】及び【乙2案】）において提示したところである。

これに対し、①の観点については、第3回会議では、保管制度の利用を義務付けることについて積極的な意見が多かったものの、義務付けを相当と考えるかは必ずしも明らかではなかった。遺言が発見されないリスクの軽減や遺言の形式を一定程度統一して円滑な執行を実現することができるとの観点から積極的な意見があったものの、他方で、仮に公的機関での保管が義務付けられるとすると、今後自筆証書遺言の利用にハードルがあると考える層が増加すると公的機関の関与なく遺言を作成することが事実上困難となってしまうおそれがあるとの指摘や、公的機関の窓口の対応時間が限られていると遺言の申請をすることができない場合も生じるとの指摘など、現行の自筆証書遺言よりも負担が大きくなるのは慎重に考えるべきであるとして、保管制度の利用を義務付けることについて慎重な意見もあった。

(2) 本文2の（注）では、保管を義務付けるものの、保管を欠いても遺言の効力には直ちには影響しないとする考え方を記載している。この点について、保管がされていない場合に遺言の効力を生ずるためには裁判所による承認の裁判を要するなど、保管とは別の手続を必要とするなどの考え方があるところ、第3回会議では、裁判所による承認の裁判をするためには、遺言の作成過程に証人が関与するなど承認の裁判において審理判断を行うための手掛かりとなり得る方式要件が必要であるとの指摘や、そもそも裁判所が関与する意義をどの点に求めるか、その裁判で何をどのように審理判断すべきなのかを検討すべきであるとの指摘、いつ遺言の効力が発生したと考えるのか検討する必要があるとの指摘があった。この点については、その他の方式要件も踏まえ、裁判所の承認の判断ないしこれに代わる遺言の効力発生要件の必要性、ひいては、本文2の（注）に記載した考え方そのものの妥当性等につき、引き続き検討することが考えられる。

4 規律の内容（本文3）

これまでの会議では、遺言は実現されることが重要であり、通知及び検索の仕組みが必要であるとの指摘があったことを踏まえ、遺言の保管の規律について、遺言書保管法に関する規律を参照し、通知及び検索の仕組みを含めた内容を示している。なお、前記本文第1のとおり、遺言者による保管の申請について、電磁的記録に係る遺言の場合（【甲2案】又は【甲3案】）は出頭又はオンライン等の方法での申請を、プリントアウトした遺言書の場合（【乙2案】）は出頭した上での申請を想定している。

本文(1)は、遺言者以外の者は、遺言者の推定相続人等であっても、遺言者の生存中は、当該遺言の存在の有無やその内容等を確認することができないこととした上で、相続人等は、遺言者の死亡後であれば、自己が相続人等に該当する遺言が公的機関に

保管されているか否かを証明する書面若しくは電磁的記録の提供、遺言の閲覧の請求、遺言に係る情報を証明した書面若しくは電磁的記録の提供を求めることができることとするものである。

5 本文(2)は、公的機関が、相続人等の請求により遺言の閲覧又は遺言に係る情報を証明した書面若しくは電磁的記録の提供がされた場合には、当該閲覧又は提供を受けた者以外の相続人等に対して遺言の保管の事実を通知しなければならないとするものである。この通知により、他の相続人等が遺言の存在を知る機会が与えられている上、この制度に基づき遺言を保管する場合には改変防止のための手当てがされることとなるから、遺言の状態は確定され、遺言の検認の趣旨は満たされるため、家庭裁判所
10 における検認を不要とするものである。このほか、本文3の(注)のとおり、遺言者が遺言の保管の申請をする際に、その死亡時に指定する者に対して遺言を保管している旨を通知することの申出をしていた場合には、公的機関が遺言者の死亡の事実を確認したときは、指定された者に通知する仕組みを設けることも考えられる。

15 なお、部会においては、新たな方式の遺言も含め、遺言の有無の検索を一元的に行うことができる仕組みが望ましいとの意見があったところ、このような仕組みが実現可能かについては、引き続き検討を要する。

以上

